

原議保存期間	10年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局長
 警視庁生活安全部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第90号
 令和3年9月30日
 警察庁生活安全局保安課長

射撃指導員指定書への旧姓記載等の運用について (通達)

「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」(令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)においては、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととされているところ、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)別記様式第42号の射撃指導員指定書に旧姓(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13にいう「旧氏」を指す。以下同じ。)を併記する場合の記載方法等を下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。

記

1 旧姓の記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

射撃指導員の指定を受けようとする者又は現に射撃指導員の指定を受けている者が、射撃指導員指定書への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、別添1の記載例のとおり、射撃指導員指定書の氏名欄に旧姓を記載するとともに、余白部分に「(備考)氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載することとする。

(2) 旧姓の変更方法

現に射撃指導員の指定を受けている者が、射撃指導員指定書の氏名欄に記載された旧姓の記載の変更を希望する場合には、当該者による申出を受け、旧姓の変更前の射撃指導員指定書を返納させた上で、射撃指導員指定書の氏名欄に記載された旧姓の記載を変更するとともに、余白部分に「(備考)氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載した射撃指導員指定書を交付することとする。

(3) 旧姓の削除方法

現に射撃指導員の指定を受けている者が、射撃指導員指定書の氏名欄に記載された旧姓の削除を希望する場合には、当該者による申出を受け、旧姓の削除前の射撃指導員指定書を返納させた上で、旧姓の削除後の射撃指導員指定書を交付することとする。

2 旧姓の記載等の申出方法

旧姓の記載、変更又は削除の申出に当たっては、別添2及び別添3の記載例を参

考とし、射撃指導員指定申請書又は射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書を適宜活用することとする。

3 旧姓確認のための提示書類

旧姓の記載又は変更を希望する者による申出があった場合、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードを提示させ、射撃指導員指定申請書又は射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。

なお、旧姓の削除に当たっては、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードの提示を要しない。

4 手数料

旧姓の記載、変更又は削除に係る手数料については、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更の届出（規則第46条）と同様に取り扱うこととし、手数料の徴収を要しないこととする。

5 その他

規則別記様式第43号の射撃指導員指定解除通知書の氏名欄に記載する氏名については、射撃指導員指定書における氏名欄の記載に準じて記載することとする。

第42号（第44条関係）

射 撃 指 導 員 指 定 書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、下記の者を
射撃指導員として指定する。

令和3年 ●月 ●日

●●県公安委員会 印

住 所	●●県●●市●●-●
氏 名	銃刀 太郎 [射撃 太郎]
生 年 月 日	平成3年9月30日
指 定 番 号	●●●●●●号
指 定 年 月 日	令和3年●月●日
射 撃 指 導 の 種 別	ライフル射撃

（備考）氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名

- 備考
- 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第41号（第43条関係）

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、射撃指導員の指定を次のとおり申請します。

令和3年 9月30日

公安委員会殿

申請人	住所	●●県●●市●●-●	
	ふりがな	じゅうとう たろう [しゃげき たろう]	
	氏名	銃刀 太郎 [射撃 太郎]	
	生年月日	平成3年9月30日	
射撃指導の種別		<input checked="" type="checkbox"/> ライフル射撃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃射撃 <input type="checkbox"/> 空気銃射撃	
現に交付を受けている 許可証	許可証番号	●●●●●号	
	交付年月日	平成25年9月30日	
	交付者	●●県公安委員会	
備考	氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名であり、射撃指導員指定書の氏名欄に旧姓を併記することを希望。		

- 備考 1 射撃指導の種別欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第44号（第46条関係）

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

令和3年 9月30日

公安委員会殿

申 請 人	住 所	●●県●●市●●-●	
	ふ り が な	じゅうとう たろう	
	氏 名	銃刀 太郎	
	生 年 月 日	平成3年9月30日	
変 更 し た 事 項	<input type="checkbox"/> 住 所 <input checked="" type="checkbox"/> 氏 名 旧 <input type="checkbox"/> 射撃指導の種別	じゅうとう たろう 銃刀 太郎	
	<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 （指定書への旧 姓併記）	新	じゅうとう たろう [しゃげき たろう] 銃刀 太郎 [射撃 太郎]
現 に 交 付 を 受 け て い る 許 可 証	許可証番号	●●●●●●号	
	交付年月日	平成25年9月30日	
	交 付 者	●●県公安委員会	

- 備考 1 変更した事項欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。